



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 教育委員会規則

○県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則  
(八・義務教育課)……………1

### 教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をこ  
こに公布する。  
平成十九年四月五日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

#### 秋田県教育委員会規則第八号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則  
県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育  
委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

## 別表

市 町 村 名	学校種別	定 数					計
		校長・教員	養護教員	栄養教諭	学校栄養職員	事務局員	
鹿 角 市	小 学 校	130人	10人	0人	0人	9人	149人
	中 学 校	78	5	0	2	5	90
小 坂 町	小 "	24	3	0	1	3	31
	中 "	20	1	0	0	1	22
大 館 市	小 "	280	22	0	7	15	324
	中 "	158	11	0	3	13	185
北 秋 田 市	小 "	158	16	0	3	12	189
	中 "	81	5	0	2	7	95
上 小 阿 仁 村	小 "	11	1	0	1	1	14
	中 "	8	0	0	0	0	8
能 代 市	小 "	200	16	1	3	15	235
	中 "	120	6	0	2	8	136
藤 里 町	小 "	16	2	0	1	2	21
	中 "	11	1	0	0	1	13
三 種 町	小 "	74	8	0	3	2	87
	中 "	43	3	0	0	7	53
八 峰 町	小 "	50	7	0	0	5	62
	中 "	23	2	0	1	3	29
秋 田 市	小 "	847	50	0	21	49	967
	中 "	549	24	1	11	26	611
男 鹿 市	小 "	100	9	0	1	7	117
	中 "	79	6	0	3	7	95
潟 上 市	小 "	118	7	0	2	7	134
	中 "	71	3	0	2	3	79
五 城 目 町	小 "	42	4	0	0	4	50
	中 "	17	1	0	1	1	20
八 郎 潟 町	小 "	18	1	0	1	1	21
	中 "	13	1	0	0	1	15
井 川 町	小 "	18	1	0	1	1	21
	中 "	15	1	0	0	1	17
大 潟 村	小 "	14	1	0	1	1	17
	中 "	11	1	0	0	1	13
由 利 本 荘 市	小 "	289	22	0	9	20	340
	中 "	186	11	0	4	12	213
に か ほ 市	小 "	104	8	0	2	8	122
	中 "	62	3	0	1	3	69
大 仙 市	小 "	346	32	1	4	30	413
	中 "	196	13	0	3	14	226
仙 北 市	小 "	110	9	0	2	9	130
	中 "	70	5	0	1	5	81
美 郷 町	小 "	84	7	0	1	4	96
	中 "	52	3	0	1	7	63

横 手 市	小 "	339	25	0	5	22	391
	中 "	198	13	0	4	16	231
湯 沢 市	小 "	211	18	0	3	15	247
	中 "	121	8	0	3	11	143
羽 後 町	小 "	75	7	0	2	3	87
	中 "	45	3	0	0	5	53
東 成 瀬 村	小 "	11	1	0	0	1	13
	中 "	10	1	0	1	1	13

附 則  
 2 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則  
 の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 087-663-0055  
FAX 087-663-0055  
E-mail: matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄